

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境リスクの管理	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

### 施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ( 201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	化学物質の環境リスクの低減	施策(節)	2 節	環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進
その他関連する個別計画		わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(H12.9 策定, H17.6 変更)			

### 施策について

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 各種法律( )に基づく措置や規制等の実施により、ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。( 各法律の名称は 政策手段等の欄に記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > ダイオキシン類対策費に関しては、三位一体に係る補助金廃止や、事業の終了等により予算は減少している。
	金額(単位:千円)	69,310,530	47,700,364	26,502,103	
	一般会計	69,310,530	47,700,364	26,502,103	
	特別会計	0	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

ダイオキシン類対策については、H16年の排出総量がH15年比で約10%削減されており、目標達成に向け削減は順調に進んでいる。また、環境基準達成率及び一日摂取量の目標の達成状況は概ね良好である。

農薬に関しては、水産動植物に係る改正登録保留基準を施行(平成 17 年 4 月)し、申請に基づく当該基準の設定に係る検討を開始した。また、水質汚濁に係る登録保留基準についても平成 17 年 8 月に告示改正を行い、平成 18 年 8 月からの施行に向けた準備を進める等、人の健康保護と生態系保全の充実に向けた着実な進展が見られる。

平成 16 年 4 月に施行された改正化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)に基づき生態系保全を視野に入れた対策を進めるとともに、平成 17 年 6 月に開始した官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)に基づき事業者による安全性情報収集の取組を着実に実施しつつあり、目標の達成に向けて大きく前進した。

PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)については、平成 18 年 2 月に PRTR データの第 4 回集計・公表を行うとともに、その結果等を環境省のホームページ上に掲載した。また、化学物質排出把握管理促進法附則により、施行後 7 年を経過した場合(平成 19 年 3 月)において施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、総合的な見直しの検討が必要である。

### 残された課題・新たな課題

POPs 条約への対応及び簡易測定法の一層の普及。  
年々排出総量全体に占める割合が増大している小型焼却の対策、及び廃棄物焼却炉解体時のダイオキシン類汚染不安への対応、汚染土壌処理対策、汚染底質対策の推進。  
農薬に関し、生態系保全の充実に向けた取組の強化、及び人の健康保護の充実にについて、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮したリスク管理措置の充実。  
国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の見直し。  
引き続き、Japan チャレンジプログラムによる既存化学物質の安全性点検の推進。  
化学物質排出把握管理促進法の附則に基づく PRTR 制度等の見直しの検討(排出量把握の強化、化学物質の分類表示の導入等)。

### 今後の取組

POPs 条約に関して、ダイオキシン類等非意図的生成物削減のための BAT (利用可能な最良の技術)及び BEP (環境のための最良の慣行)の指針の作成へ貢献する。また、簡易測定法に関して、排出ガス・ばいじん等に加え、土壌・底質等への技術評価並びに適用可能性を検討する。  
小型焼却炉のダイオキシン類排出削減対策を図るとともに、廃棄物焼却炉解体時のモニタリング調査を実施する。  
排出総量の把握、環境汚染状況の監視、高濃度汚染地域対策等を実施。  
農薬の水産動植物や水質汚濁に係る登録保留基準の着実な設定に取り組む。また、健康被害の未然防止の観点から、農薬の大気経路ばく露を考慮したリスク管理措置の充実に向けた取組を強化する。  
欧州新化学品規制(REACH 規則案)等の検討状況、導入に向けた影響調査等について調査・検討を行い、国民、産業界に広く情報を提供するとともに、国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の検討に資する。  
Japan チャレンジプログラムの実施における国の役割を果たすため、国際的取組により収集・評価された生態毒性等の情報の整理・発信、事業者から提出されたデータ等について、専門家による信頼性評価の実施、同プログラムへの更なる参加に向けた働きかけを行うこととし、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。  
PRTR 制度の定着とそのデータの有効活用の推進、及び化学物質排出把握管理促進法の見直しの検討を行う。見直しの中で課題となっている排出量把握の強化、分類表示の導入等に伴う事務処理体制の整備を要求する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映
	機構・定員要求への反映

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	ダイオキシン類について、排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%に、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。																																			
指標の名称	ダイオキシン類排出総量削減率(H 9 年比) (H16 年以降は H15 年比) ダイオキシン類に係る環境基準達成率 ア. 大気 イ. 公共用水域水質 ウ. 公共用水域底質 エ. 地下水質 オ. 土壌 一人あたりの一日摂取量																																			
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度																														
指標	%	95 (H15 年)	10 (H16 年)	集計中(H18.11)		約 15 (H22 年)																														
		99.9	100.0	集計中(H18.11)		100 (可及的速やかに)																														
		97.6	97.9	集計中(H18.11)																																
		99.5	99.7	集計中(H18.11)																																
		100	99.9	集計中(H18.11)																																
		99.9	100.0	集計中(H18.11)																																
	Pg-TEQ/kg/日	1.36	1.35	集計中(H19.3)	4																															
目標を設定した根拠等	基準年	H15		基準年の値	372 ~ 400g - TEQ/年																															
	根拠等	「わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」																																		
達成状況	<p>ダイオキシン類の排出総量は、平成 16 年において、平成 15 年と比べて、約 10%削減されている。</p> <p style="text-align: center;"><b>ダイオキシン類の排出量の推移</b></p> <table border="1"> <caption>ダイオキシン類の排出量の推移 (単位: 排出量(g-TEQ/年))</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (g-TEQ/年)</th> <th>削減率 (H15年比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 9</td> <td>~8000</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>~4000</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>H11</td> <td>~3000</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>~2500</td> <td>69%</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>~2000</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>~1000</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>~500</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>~400</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>新目標</td> <td>~400</td> <td>10% (H15年比)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「ダイオキシン法」という。)に定める常時監視等の環境調査結果では、概ね環境基準に適合している。 平均的な一人あたりの一日摂取量は、TDI(耐用一日摂取量:生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量:4pg-TEQ/kg 体重/日)と比較しても低くなっている。</p>						年度	排出量 (g-TEQ/年)	削減率 (H15年比)	H 9	~8000	100%	H10	~4000	52%	H11	~3000	63%	H12	~2500	69%	H13	~2000	75%	H14	~1000	88%	H15	~500	95%	H16	~400	96%	新目標	~400	10% (H15年比)
年度	排出量 (g-TEQ/年)	削減率 (H15年比)																																		
H 9	~8000	100%																																		
H10	~4000	52%																																		
H11	~3000	63%																																		
H12	~2500	69%																																		
H13	~2000	75%																																		
H14	~1000	88%																																		
H15	~500	95%																																		
H16	~400	96%																																		
新目標	~400	10% (H15年比)																																		

下位目標 2	農取法に基づき新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。					
指標の名称	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H22 年度
指標	剤数	-	-	0		300
目標を設定した根拠等	基準年	平成 17 年		基準年の値	0	
	根拠等	新たな水産動植物に係る登録保留基準(平成 17 年 4 月施行)				
達成状況	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定に向け、申請のあった剤について当該基準設定に関する検討を開始した。					

下位目標 3	化審法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。					
指標の名称	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数(累計) Japan チャレンジプログラムによるスポンサー登録が行われた物質数(参加企業数)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H20 年度
指標	物質数	-	38	63		130 (H16～20年度の合計)
	物質数 (参加企業数)	-	-	75 (61)	約 160 物質	
目標を設定した 根拠等	基準年	H16 年度	H17 年度	基準年の値	38	75(61)
	根拠等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第 156 回国会) 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)				
達成状況	平成 17 年度には、既存化学物質及び既審査新規化学物質の安全性点検のため、25 物質について生態影響試験を実施した。 平成 17 年 6 月から Japan チャレンジプログラムを開始し、平成 17 年度中に、58 企業及び 3 団体から自主的な参画を得、海外で情報収集の予定がない 75 物質について、安全性情報の自主的な収集に当たるスポンサー登録が行われた。					

下位目標 4	PRTR データの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供し、環境リスクの管理などに幅広く活用するとともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の附則に基づき、PRTR 制度等の所要の見直しの検討を進める。					
指標の名称	市民ガイドブックの作成及び普及 PRTR データの集計等及び公表 個別事業所データの開示件数( の公表日以後、その開示請求を開始)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	-	第 2 回	第 3 回	第 4 回		各年度
		第 2 回	第 3 回	第 4 回		
		585	427	307	-	
目標を設定した 根拠等	基準年	平成 14 年	基準年の値	-		
	根拠等	PRTR データの届出・集計・公表は毎年度 1 回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年 1 回作成・公表することとなる。				
達成状況	PRTR データの公表に伴い、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック(第 4 回公表分)」を平成 18 年 3 月に公表し、その普及を図った。 平成 14 年度より事業者からの排出量等の届出の受付を開始するとともに、届出対象外の排出源からの推計を行い、第 4 回の集計結果(平成 16 年度 PRTR データ)等を平成 18 年 2 月に公表し、環境省ホームページに掲載した。 公表日以後、個別事業者データの開示請求への対応を随時行っている。					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

[必要性]

ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、更に事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。

農業は開放系で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、その結果を踏まえたリスク管理措置を講ずることが、人の健康保護及び生態系保全の観点から重要かつ有効である。

化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境への悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びに PRTR データの精度向上及び活用が必要である。

#### 【有効性】

平成 16 年のダイオキシン類の排出総量は平成 15 年比で約 10%削減されており、目標達成に向けその削減は順調に進んでいると評価。また、平成 16 年度のダイオキシン法の常時監視等の環境調査結果より、環境基準は概ね達成。また、一日摂取量も耐用一日摂取量と比較しても低く推移している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。

平成 16 年 4 月に施行された改正化審法の着実な施行により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。平成 17 年度中に、58 企業及び 3 団体から自主的な参画を得、海外で情報収集の予定がない 75 物質について、安全性情報の自主的な収集に当たるスポンサー登録が行われる等、取組が進展している。

平成 18 年 2 月に PRTR データの第 4 回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。PRTR データ公表後、環境省に対して延べ 1590 件の開示請求があり、着実に対応を行っている。

#### 【効率性】

平成 17 年より、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成 18 年 3 月には、生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。

農薬の環境リスク対策について、農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合はより詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に見合う申請コストが課される制度が実現しており、効率性も考慮されている。

化審法に基づく取組について、新規化学物質については、受益者たる製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。既存化学物質の安全性点検については、化審法共管省の 3 省で分担により効率化を図ってきた。また、Japan チャレンジプログラムにより、産業界との連携も図られている。

PRTR 制度に基づく取組については、約 4 万 1 千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。

#### 特記事項

##### < 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の -7-(3)の下位目標 1 を当該施策の下位目標 4 として整理し、その他目標等の表現についても見直しを図った。

昨年度評価書の下位目標 1 では、ダイオキシン類の排出総量に関する目標は達成され、平成 17 年 6 月に「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の変更を行い、新たな削減目標を定めたため、今回新たな目標値を設定した。また、昨年まで設定していた指標「ダイオキシン類対策着手率 / 完了率」については、-3-(1)で評価を行っており、重複しているため適正化を図り今回削除した。

下位目標 2 の指標の新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数については、新規剤の申請や既存剤の失効のほか、当該基準の作成が不要な剤があることから、母数に対する割合ではなく基準を作成した剤数を指標とした。

下位目標 3 については、平成 17 年度から Japan チャレンジプログラムにより、官民連携して既存化学物質の安全性情報の収集に当たる枠組みが開始されたことから、参加企業数及び物質数を今回新たに下位目標の指標に加えた。

下記目標 4 については、定量的な指標の導入を図るため、個別事業所データの開示件数を今回新たに指標とした。

##### < 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) 農薬取締法(昭和 23 年 7 月法律第 82 号) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号) 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 地方税法によるダイオキシン類の排出削減装置に係る特別償却 固定資産税の課税標準の特例				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	等		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	ダイオキシン類削減対策総合推進費	14,557	12,770	
	ダイオキシン類総合調査費	261,737	240,997	
	臭素化ダイオキシンの人への健康影響に関する調査研究	52,299	49,709	
	ダイオキシン類未規制大気汚染源対策等検討	63,969	47,602	
	ダイオキシン類総合対策費	159,106	154,288	
	排出基準等緊急立入調査費	3,260	3,156	
	健康項目検討調査の内数	-	7,990	
	ダイオキシン類水質基準対象施設拡充検討調査	58,963	29,404	
	ダイオキシン類底質測定検討調査	-	15,000	
	ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査	26,020	20,000	
	ダイオキシン類土壌汚染防止対策費	340,214	898,652	
	廃棄物処理等科学研究費補助金	1,149,720	1,300,000	
	廃棄物循環型処理施設の内ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)	22,758,689	14,651,147	
	廃棄物循環型処理施設のうちごみ燃料化施設	463,670	512,441	
ダイオキシン類環境モニタリング研修費	19,745	18,868		
2	農薬対策推進費	198,702	188,904	
	環境汚染等健康影響基礎調査費	49,569	34,930	
	農薬対策調査研究費	117,748	102,645	
3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	387,974	437,598	
4	PRTR 制度運用・データ活用事業費	275,363	248,617	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 1
指標名	ダイオキシン類排出総量削減率 ダイオキシン類に係る環境基準達成率 一人あたりの一日摂取量	
指標の解説	ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比) 環境基準を達成した測定地点数/測定地点数 ダイオキシン類の一人あたりの一日摂取量	
評価に用いた 資料等	ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) ダイオキシン類に係る環境調査結果 ダイオキシン類の人への蓄積状況調査	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 2
指標名	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数	
指標の解説	登録保留基準を設定・作成した農薬の数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。
-------------------	--

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 3
指標名	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数 Japan チャレンジプログラムによるスポンサー登録が行われた物質数(参加企業数)	
指標の解説	既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するため、生態影響試験を実施する数 Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われた物質数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 6 - (2) 環境リスクの管理	下位目標 4
指標名	市民ガイドブックの作成及び普及 PRTR データの集計等及び公表 個別事業所データの開示	
指標の解説	PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。 化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。 化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。	
評価に用いた 資料等	平成 13～16 年度 PRTR データ集計結果(公開) 平成 17 年度市民ガイドブック(公開) PRTR ホームページ(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---